

## 県有施設の見直しについて

平成 29 年 9 月  
総 務 部

## 1 趣旨

本県では、平成 27 年 3 月に「みえ公共施設等総合管理基本方針」を策定し、県が所有・管理する全ての公共施設等を対象に、長期的な視点に立って、将来の利用需要等を見据えた適切な配置と規模を確保していくことをめざしています。

こうした中でも、県有施設の多くが建築時から長期間を経過し、社会情勢も変化する中で、施設に対する県民ニーズも変化してきていると考えられます。

また、平成 29 年 6 月に策定した「三重県財政の健全化に向けた集中取組<sup>※</sup>」において、県有施設そのものの必要性の検討や機能の見直しにより、維持管理費総額の抑制を図り、経常的支出の規模を段階的に引き下げる目標を掲げています。

そこで、県有施設について、廃止や統合を含めたあり方検討による維持管理費の抑制と、新たな県民ニーズへの対応や県民サービスの向上の両面で見直しに取り組めます。

あわせて、施設にかかるコスト縮減や一層の収入確保にも取り組むこととします。

※ 4 頁の「三重県財政の健全化に向けた集中取組」を参照

## 2 対象施設の範囲

見直しの対象施設は、次の①～④を除く全ての県有施設（660 施設）とします。

- ①道路・河川等のインフラ施設 ②地方公営企業の所管する施設  
③個別の見直し方針がある施設 ④建築後 10 年未満の施設

## 3 見直しの基本的な考え方

- (1) 引き続き県が関与する必要性について、設置時の目的と時代のニーズが異なっていないか、未利用になっていないかなどの視点で検討し、必要性がないと判断した施設については廃止したうえで、売却や貸付、移譲、用途変更等に努めることとします。
- (2) 引き続き県が関与する必要性がある施設においては、有効活用によって県民サービスが向上するか、空きスペースがないか、利用状況から見て施設の規模・機能が適切かなどの視点で検討し、さらなる有効活用が可能と判断した施設については、統合や集約化、売却、貸付、用途変更等に努めることとします。
- (3) 管理運営方法の見直しについて、コストパフォーマンスが適切か、民間活力の導入による効率化が可能かなどの視点で検討し、指定管理の導入や委託化、PFI の導入、収支改善等に努めることとします。

なお、見直し対象外の施設については、予算編成過程の中でコスト縮減や一層の収入確保に努めることとします。

※ 3 頁に掲げる「基本的なフロー」を参照

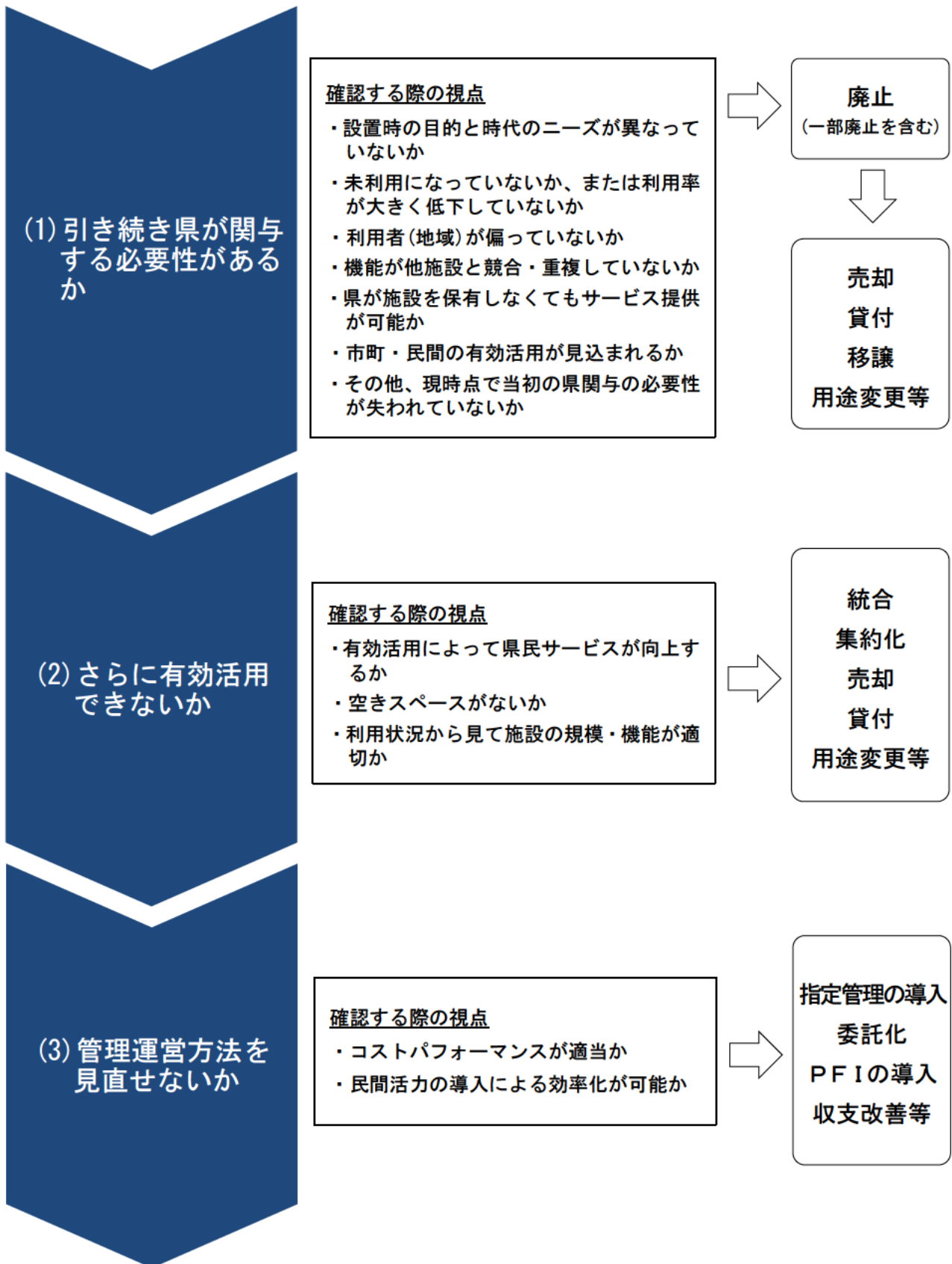
#### 4 スケジュール

平成 29 年度

- 10 月 3 日 県有施設の見直しについて議会で説明
- 10 月～11 月 見直し対象施設について、基本的なフローに掲げる視点に基づき、各部局で総点検
- 12 月～1 月 個別施設の見直しの方向性について庁内で協議
- 2 月～ 個別施設の見直しの方向性を議会で説明

なお、個別施設の見直しにあたっては、市町等関係団体と調整しながら進めることとします。

◆基本的なフロー



「三重県財政の健全化に向けた集中取組」（関係部分を抜粋）

（6）維持管理費の抑制

見直しの方向性

県管理の施設・設備や情報システムにかかる維持管理費は、110～120億円台（一般財源ベース）の規模で推移し、やや増加傾向にあります。

現下の県財政の状況や今後の人口減少の進展等も踏まえ、当該施設・設備や情報システムを引き続き県が保有・管理するのかどうか、施設の運営形態が効率的かどうかなどについて検討し、その検討結果を生かして、維持管理費総額の抑制を図ります。

また、施設の運営費については、様々な工夫を行い、節減を図ります。

具体的取組

短期的取組

① 県有施設等の必要性とその管理のあり方の検討を踏まえた見直し

＜検討の視点＞

i) 公の施設等の公共施設

- ・施設において実施されている事業そのものの必要性について、改めて検討
- ・そのうえで、県として実施する事業の必要性が薄れた施設や、利用実績が低調又は空スペースの多い施設については、廃止又は統合することも含めて見直し
- ・官と民、県と市町との役割分担の観点から、県以外の主体に移譲することができないか検討
- ・引き続き県として施設を運営する場合でも、機能を見直すことができないか、また、運営費の縮減のため、外部委託等の活用を更に図ることができないか検討

取組項目	29年度	30年度	31年度
① 県有施設等の必要性とその管理のあり方の検討を踏まえた見直し	検討	→	→
		順次実施	→
② 県有施設等の維持管理費の見直し	実施	→	→
③ 県有施設等の保有や運営形態等の見直し	実施	→	→